

和議第133号 平成23年3月9日 原案可決
北方領土問題の早期解決を求める意見書(案)

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、1855年「日魯通好条約」によって、日露両国の国境を択捉島とウルップ島の間と定め、以来我が国領土となっている。1945年、我が国がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確にしたにもかかわらず、ソビエト軍が択捉島など北方四島に進撃・占拠したが、1951年に関係国との間で締結された「サンフランシスコ平和条約」においては、我が国が放棄した千島列島には択捉島などの北方四島は含まれておらず、我が国固有の領土であることは歴史的な事実である。

1993年に細川総理がエリツィン・ロシア大統領とともに署名した「東京宣言」では、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する、との交渉指針が示され、この指針は、その後の首脳による合意等においても確認された両国がよるべき指針である。

このような中、昨年11月のメドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問以来、ロシア高官の相次ぐ北方領土訪問は、これまでの経過を無視し、ロシアによる四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものである。

また、先般の日露外相会談では、今後の交渉継続は確認されたものの、北方領土問題は平行線のまま終わり、問題解決への道筋すら立っていない。

さらに、ロシアは、北方領土の開発に、第三国の企業の投資を呼び込む方針を打ち出し、中国や韓国の企業の進出計画が次々と明らかになっているが、北方領土に対する我が国の立場からは、全く受け入れられないものである。

よって、国においては、このような度重なるロシア高官の北方領土訪問に重大な決意をもって断固抗議し、これまでの両国間の諸合意、諸文書を基礎に、毅然とした姿勢を示すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月9日

様

和歌山県議会議長 谷 洋一
(提出者)
向井嘉久藏
松本貞次
雑賀光夫
角田秀樹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣臨時代理

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)